

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千五百九十二号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年八月十九日

農林水産大臣 坂本 哲也

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30374号 令和6年8月19日	Hypsizygus marmoreus (Peck) Bigelow	福岡おおき173号	株式会社大木きのこ種菌研究所 福岡県三潆郡大木町大字上八院1637番地 福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	福岡県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。